

一八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件(一)

川 本 和 良

まえおき

一 一八世紀における農民層分解の地域的類型

Ⅰ 農業革命の進展と『民富』の形成

Ⅱ 農民層分解の状態

二 小商品生産者層の成立と『営業の自由』

Ⅰ 社会的分業の展開と小商品生産者層の成立

Ⅱ 小商品生産者層と『営業の自由』——以上本号——

三 ヴッパー・タールとニーダー・ラインにおけるマニファクチュアの形成と『営業の自由』

四 あたらしい問屋制の形成と『営業の自由』

むすび

まえおき

ドイツ産業革命の研究をおしすすめるために、われわれは、ライン・プロイセンにおける産業資本成立過程の分析に焦点を定めようと思う。

周知のように、ドイツ資本主義の構造的特質は、東エルベにおけるユンカー経営の支配と、西エルベにおける零細土地所有農民の局面との二元的な土地制度を基底とした、相剋する二つの社会構造を、一つの再生産圏へ包摂してゆく過程に形成される⁽¹⁾。ところで、この相剋する二つの社会構造は、ともに等しくあのナポレオン制圧下に余儀なくされた『上から』のブルジョアの改革の二様の成果なのであった⁽²⁾。いうまでもなくこの改革は、『農民解放』による封建的土地所有の廃棄〔『自由な独立農民の創出』と、『営業の自由』によるツンフト制度の除去〔『自由な商品・貨幣関係の発展』を二つの礎柱として、近代資本主義の起点の創出を企図したものにはかならない。そこで、ライン・プロイセンにおける産業資本成立過程を解明しようとするばあい、われわれは、まず、改革以前の時代における、このブルジョアの発展の成熟の度合がどうしたものであり、かの改革がライン地方において、どのような意義をもっていたのか、を明らかにしなければならぬであろう。われわれの当面の考察の対象はこの点にある。

さしあたって、われわれは、一八世紀におけるライン・繊維工業展開の分析を通じて、その社会的分業の展開度と市場構造のあり方を明らかにし、『営業の自由』の前提条件がどの程度まで成熟していたかを検出することに問題を限定したいと思う。一八世紀のライン地方においては、繊維工業が広汎に分布して、工業諸部門のなかでもっとも優越した地位を占め、⁽³⁾ 一九世紀に入るや、その綿織物業がドイツ産業の主軸となり、ここでまず産業革命が遂行されるという歴史的意義を担うに至るからである。

(1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』序言、頁二。松田智雄『近代の史的構造論』頁二九九、三二〇、三二二。大野英二『ルール炭鉱労働力の存在形態』経済論叢第八二卷第三号、頁一五、一七。住谷一彦『フリードリヒ・リストの土地制度』

論」立教経済研究第十一卷第二号、頁九六。

(2) 松田智雄「營業の自由」(『資本主義の成立と發展』土屋喬雄教授還曆記念論文集) 頁二五二。

(3) 松田智雄、前掲論文、頁二七〇～二七二。

(4) 近代資本主義の「起点」の意味については、大塚久雄『近代化の歴史的起点』序、頁一～四、同『近代資本主義の起点』序、頁一～四参照。

(5) Normen J. G. Pounds, *The Ruhr. A Study in Historical and Economic Geography*. 1952. p. 40.

(6) Alexander Wirminghaus, *Wirtschaftsgeschichte. Vom Beginn der preussischen Verwaltung bis zum Beginn des Eisenbahnbaues (1814～1840)*. in, *Tausend Jahre deutscher Geschichte und deutscher Kultur am Rhein*. 1925. S. 474. Max Barkhausen, *Der Aufstieg der rheinischen Industrie im 18. Jahrhundert und die Entstehung eines industriellen Großbürgertums. Rheinische Vierteljahrsblätter, Jahrgang 19 (Heft ½)*. 1954. S. 167.

一 一八世紀における農民層分解の地域的類型

『ナポレオン改革』⁽¹⁾のライン経済に及ぼした影響について、従来のライン史の研究成果は、鋭く対立する二つの見解を提示している。その一つは、一八世紀をライン経済にとり、極度の疲弊と衰退の時期と特徴づけ、『ナポレオン改革』の経済発展に及ぼした役割を非常に高く評価するW・プラッツホーフとJ・ハンセンの見解であり、いま一つは、一八世紀における経済発展を高く評価し、『ナポレオン改革』には大きな意義を認めないB・クスケとA・ヴィルミングハウスの見解である。⁽⁶⁾

M・バルクハウゼンが指摘するように、⁽⁷⁾前者は中世ライン地方にその威容を誇った帝国直屬都市ケルンとアーヘンの衰退という現実とその主張の根拠をおいたのにたいし、後者は大きな軍道から離れた農村で発展した工業

にその主張の根拠を求めたのだった。したがって、両者の見解は、ともに一八世紀ライン経済の現実に立脚しており、しかもその異った側面に着目していたといってもよい。われわれは、(後者の見解に焦点を合わせつつ)一八世紀における農民層分解の状態から考察をすすめようと思う。

(1) 一八〇三年四月一二日の法律は、改革の理念をつぎのように述べている。

「賢明なる政府は国民的産業のあらゆる部門にたいして注意と配慮をむけなければならない。①土地生産物を生みだし、それを多様化する農業労働が確実に儲かるよう法律で保護すること。②船ですべての地域の豊かな生産物を地元市場に運ぶ商人の活動が促進されるよう保護されること。③とりわけ、国富と一般的福祉の豊かな源泉は国民的工業である「ゆえに、「商工業にたいする自由が疑いもなく第一の必要事である。」(傍点―引用者)と(Richard Zeyss, Die Entstehung der Handelskammern und die Industrie am Niederrhein während französischer Herrschaft. Ein Beitrag zur Wirtschaftspolitik Napoleons I. 1907. S. 20. S. 22)。

『営業の自由』の実施過程は、ライン左岸と右岸で年代を異にしている。左岸では、一七九四年以後フランス軍の侵入につれて占領地でつぎつぎと実施されたが、九八年に九七の小領邦がフランスに併合され、ロエル県(デュッセルドルフ)^{デュッセルドルフ}(ライン・モーゼル県(コブレンツ)、ザール県(トリエール)、ドンネルスヌルク県(マインツ))の四県に整理された。ち、一八〇三年四月一二日の全左岸にたいする法律で統一の規定をうけた(Ibid. S. 20. S. 33)。右岸では、一八〇九年にベルク大公国に統一されてのち、一八〇九年三月三十一日の命令で統一に実施された。なお、プロイセンでは、『シュタイン・ハルデンベルク改革』の一環として、まず、一八〇六年と一八〇八年にプロイセンとリタウエンに導入され、ついで一八一〇年一月二日の勅令で全プロイセンにたらしめ実施を命ぜられてゐる(Gustav Schmoller, Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert. Statistische und nationalökonomische Untersuchungen. 1870. S. 50)。

(2) ライン史を古代から現代まで、政治・経済・文化の各側面にわたって叙述した代表的な業績として、一九二二年にJ・ハンセンにより編纂された Geschichte des Rheinlandes von der ältesten Zeit bis zur Gegenwart. Bd. 2, ならびに二五年にA・シュルテにより編纂された Tausend Jahre deutscher Geschichte und deutscher Kultur am Rhein. の二書をあげる事ができる。その執筆者として、農業史ではH・オーバン、F・シュタインバッハ、商工業史においてB・クスケ、

A・ヴィルミンツハウス、政治史にJ・ハンセン、W・プラッツホーフ等が名をつらねており、二五年の著作の序文でA・シュルテが述べているように、この二書は「各章を最良の専門家により執筆した」もので、ライン史の「将来のすべての研究の基礎」としての意義をもつべきである。

- (3) Walter Platzhoff, Politische Geschichte. Vom Interregnum bis zur Französischen Revolution (1250-1789). in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. I. S. 238.
- (4) Joseph Hansen, Politische Geschichte. Von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart. in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. I. S. 244.
- (5) Bruno Kuske, Gewerbe, Handel und Verkehr. in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. II. S. 189-191. S. 246.
- (6) A. Wirminghaus, Wirtschaftsgeschichte. Das Erlöschen der Territorialherrschaften und die Zeit der französischen Herrschaft (bis 1814). in, Tausend Jahre. S. 446-468.
- (7) M. Barkhausen, a. a. O. S. 138. M・バルツハウゼンは、「一八世紀のライン工業がツンフトから自由な農村、山地で発展したため、同時代人からも認識されず、そのうえ小領邦政府が工業を促進するなんらの政策もとらなかつたゆえに、それを示す記録も存在しない。したがって、領邦政府が工業を促進しようとして作成した文書に依拠して書かれた従来の経済史は、この点を十分に明らかにしていないと述べている。なお、この点を明らかにするには、会社史と家族史を利用するほかないが、これも十分には存在してゐないと資料の貧困を訴えてゐる。(M. Barkhausen, Staatliche Wirtschaftslenkung und freies Unternehmertum im westdeutschen und im nord- und südniederländischen Raum bei der Entstehung der neuzeitlichen Industrie im 18. Jahrhundert. Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Bd. 45. Juni 1958. Heft 2. S. 168-169.)」。

I 農業革命の進展と『民富』の形成

一八世紀ライン地方における農民層分解の基礎をなすものは、農業革命の進展による『民富』の形成である。ライン地方では、一二-一三世紀を副期として封建的土地所有の解体過程が始まる。⁽¹⁾ いわゆる『商業の復活』⁽²⁾

⁽¹⁾ 一八世紀におけるライン繊維工業の展開と『営業の自由』の前提条件(一)(川本) 一一七(七五五)

による貨幣経済の進展にともない、ケルンを筆頭に遠隔地取引の拠点として多くの都市が発生し、グルンドヘルは都市での商品購入のため、生産性が低く、管理の困難な賦役農場(Fronhof)を定期小作(Zeipacht)にだすようになった⁽⁴⁾。[Villikationsverfassung から reine Grundherrschaft od. Rentengrundherrschaft への移行]。しかも、はじめは収穫物の半分であった小作料は、収入が収穫の変動により不安定であったため、漸次定額の貨幣形態に転化されていったのである⁽⁵⁾。

他方、この時代は『大開墾の時代』⁽⁶⁾に当っており、グルンドヘルは、開墾奨励のため、開墾地にたいし最初の年に貞租負担免除と世襲賃租貸与(Erbzinsleihe)を許した。このため、もともと散居制(Einzehof)が支配的であったライン地方では、農民保有地と開墾地が接続して一経営に統一され、保有権が世襲化し、貢租も定額貨幣地代となった⁽⁸⁾。農民は、貨幣価値下落による地代負担の減少、死亡税(Kunrede)等の人身に課せられた貢租の僅少額年賃租への解消⁽¹⁰⁾、「対物的賦課(Reallasten)への転化」、東方植民にともなう大量離村による土地緊縛からの解放⁽¹¹⁾、等によりいちじるしく自由となつていったのである。このようにして、グルンドヘルの力が衰えるとともに、これにかわつて、都市への課税と開墾十分の一税に収入の基盤をおくランデスヘルの力が強まり、小領邦が形成されてゆく⁽¹²⁾。

ついで、一四〜一六世紀には、グルンドヘルが小作地を分割または動員して、ヨリ高い賃租で貸付けようとするにともない、農民もまた、その保有地を相続にさいして自由に分割・譲渡するようになった⁽¹³⁾。この土地保有移動を通じて農民の階層分化が進行し、数百モルゲンの小作人(Halfen od. Domänenpächter)の大経営から数モルゲンの小屋住農地(Köttergutchen)に至るまでの土地保有分化が生じたといふ⁽¹⁴⁾。こうして、一二〜一三世紀

における農業制度の変化を契機とするグルンドヘルンシャフト解体への方向は、一四一六世紀には自由な分割相続と土地保有移動を規制できないまでに進展し、土地は自由地 (Allod) へと転化した。しかし、一六世紀中葉以降にあいつぐ戦乱は、人口の減少と農業の停滞をもたらさないではおかなかった⁽⁵⁾。

その後一八世紀において、平和とともに到来した農業の興隆は、農業革命による生産力の増大を基礎としているのである。この農業革命は、ベルギー農法を模範として、休閑地に飼料作物が導入されることにより開始されたのであって、その農民経済に及ぼした影響は二重であるといえる。第一は、飼料作物が休閑地を縮小し、土地を柔軟にして、これに窒素を蓄わえたことから生じる穀物生産力の増大であり、第二は、家畜の舎飼を可能とし、共同放牧権の意義を減少させたことである⁽⁶⁾。以下この二点にヨリたち入った考察を試みてみよう。

(一) 一八世紀ライン地方では、農村工業の発展したケルン、アーヘンの周辺、マルク南部とベルクが、ユーリッヒ北部、クレーフェ、マルクの平坦部から穀物を購入していたという事実から明らか⁽⁷⁾に、すでに農業地域と工業地域の分化が生じ、これが同時に当時のライン農業の二つの地域別類型を形づくっていた(附図参照)。そこで、ライン地方を農業地帯である北部平坦部(ライン左岸のクレーフェ、ゲルデルン、ユーリッヒ北部と、右岸におけるマルクのヘルヴェーク地方)と、農村工業の発展した南部の山地(左岸のユーリッヒ南部、右岸におけるマルクのザウエルラント、ベルク)にわけて、まず、穀物生産力の増大から考察しよう。

(1) 一八世紀に入るや、ベルギー農法を模範として、クレーフェでは、クローバー、あぶらな、にら、燕菁、黍、等が休閑地に植えつけられるようになり、マルクでは、ヘルヴェーク地方にクローバーが導入された⁽⁸⁾。この結果、クレーフェでは、一八世紀初頭、小麦の播種量にたいする收穫量の割合が、最低三〜四倍、最高一〇倍で

あつたのが、世紀末には、低地で最低一〇倍、最高一二倍、高地の収穫量の多いところで最低八倍、最高一二倍に上昇した。¹⁹⁾ マルクのヘルヴェーク地方では、クレーフエより生産力水準が低く、一七二二年の官庁統計によると、ボッフム地区 (Bochumer Feldmark) で豊作の年に五〜六倍、平年には三〜四倍であつたのが、九〇年には一般的に四〜五倍、多い所で一〇倍に達した。²⁰⁾ いま、これを他の大陸諸地方と比較するならば、ドイツのもっとも肥沃な地方といわれたマクデブルグでも、一八世紀末に一〇倍、また、ザクセンの収穫量の多い地方で四〜五倍、さらに、フランスでは普通四〜五倍、ノルマンディで六倍であつた。²¹⁾ したがって、一八世紀における、ヨーロッパ大陸で、ライン地方北部の農業は、高い生産力段階に達していたといえるであろう。しかも、この生産力の増大は、一六世紀以降上昇をつづけた穀物価格と相まって、²²⁾ 農民が『胚芽的利潤』を蓄積するのに有利な作用を及ぼした。

(2) 南部の山地では馬鈴薯が導入された。馬鈴薯の栽培は、やせ地に適していたため、非常な普及をみている。馬鈴薯は、初期は飼料用であつたが、のちには食糧用としても栽培されるようになり、小農民 (Kleine Leute) や農村工業者の食生活も完全に変革され、かれらの生活にとり不可欠のものとなつていった。²³⁾

(三) 農業革命のいま一つの影響は、家畜の舎飼を可能とし、共同放牧権の農民経済でもつ意義を減少させたことである。(1) 北部の平坦部、とりわけニーダー・ラインでは、もともと散居制であつたため、耕作強制 (Flurzwang) が欠如していたところへ、飼料作物の導入により、共同放牧地、牧草地のもつ意義が減少し、村落共同体規制はますます弛緩した。もとより、ニーダー・ラインにおいてフリードリッヒ大王による共有地分割の試みが失敗したことに示されるように、農業革命は、農民を家畜飼育のための共有地依存から完全に解放しは

しなかつた。⁸²⁾しかし、飼料作物の導入による舎飼の可能は、農民の共同体的結合を一段と弛緩させ、家畜取引の盛んな地方では、農民が自己の採算にもとづいて富を蓄積することを可能にした。

(2) 南部地方、とりわけマルクのザウエルラントとベルクでは耕作強制が欠除していたけれども、零細地片を分散保有する小屋住農が多かつたため、飼料作物の導入にもかかわらず、家畜飼育には森林地が不可欠であり、共同規制が強かつた。⁸³⁾しかしながら、農村工業が発展したところでは、森林地が分割され、共同体は最終的に解体した。一七〇二年に、バルメンでは、はやくも共有地分割が行われている。⁸⁴⁾他方、耕作強制の存在していた地方では、農業革命は共同規制にたいして大きな影響を与えた。クール・トリエルでは、七六年に二番刈りまゑの牧草地での放牧権が廃止され、ついで、七八年に刈跡地と休閑地での放牧権が廃止されている。⁸⁵⁾

では、農業革命によるいわゆる『農民経済の向上』は、封建的諸負担にたいし、どのような意味をもつたのであろうか。いちはやくグルンドヘルシャフトが解体にむかつたライン地方では、グルンドヘルへの貢租額は僅少となつたとしても、かわつてランデスヘルへの租税負担がいちじるしく増大していた。⁸⁶⁾一六世紀中葉以降の戦乱のなかで、ランデスヘルは、軍隊・国家行政・宮廷生活維持のため、多額の収入を必要とするようになった。⁸⁷⁾

そこで、一七世紀初頭に、ラインの小領邦は土地台帳(Matrikel)を作成し、これをほとんど地租からまかしたものである。⁸⁸⁾これにともなう農民負担の増大はつぎの三つの原因からますます苛酷となつてゆく。(1)課税が経済能力によつてではなく、社会的身分によつてなされ、僧侶地、貴族地、自由地が免税地とされた。⁸⁹⁾(2)都市への課税率が低かつた。すなわち工業にたいする課税はなされないか、非常に低い。⁹⁰⁾(3)土地台帳に保有移動が記載されなかつたため、不正な規準にもとづいて農民に負担がかかつた。⁹¹⁾以上三点のような過重負担から、一七世紀に、

クレーフエでは農民はしばしば逃亡したほどであった。⁸⁵⁾ また、ユーリッヒ・ベルクでは、世紀末に、ランダスヘルが、地租収入増大のため、古い土地台帳の「天にむかって叫ぶ不正」を是正し、あらたな土地測量と地質に応じた土地分類にもとづく土地台帳の作成、ならびに、地租依存を緩和するため、間接税、人頭税、家族税を導入する試みを提起している。⁸⁶⁾

ところで、一八世紀の後半ともなれば、クレーフエ農民は、穀物取引の制限をうけ、全剰余を収奪されたフランスのメティヤージュ (metayage) に比して、穀物輸出の自由を確保し、租税負担に耐えたといわれるまでに向上了た。⁸⁷⁾ またユーリッヒ・ベルクにおける税制改革の試みは、シュテンデの反対にあつて難行をつづけたが、世紀の後半に入るや、租税徴収が十分に行われるようになったため、その必要がないようになった。⁸⁸⁾ このように、農民が税負担に耐えうるようになった点から、農業革命によるいわゆる『農民経済の向上』が窺えるであろう。

以上のように、北部では、農業革命による穀物生産力の増大と舍飼の普及により、南部では、のちにみるように農村工業の発展と馬鈴薯導入による安価な食料の供給によつて、農民は封建的諸負担の桎梏から解放されてはいなかつたにせよ、富を蓄積することが可能となつた。このようにしてもたらされた『民富』の形成こそ農民層分解の必要な経過点をなすとともに、農村工業にたいして内部市場を約束するものであつた。つぎに、農民層分解の状態はどうであつたのか。

(1) Franz Steinbach, Die Veränderung der Agrarverhältnisse vom 12 bis ins 18. Jahrhundert, in, Tausend Jahre, S. 169, Wilhelm Engels, Abtsungen und Gemeinheitsstellungen in der Rheinprovinz. Ein Beitrag zur Geschichte der Bauernbefreiung, 1957, S. 22.

(2) アンリ・ピレンヌ「資本主義発達の諸段階」大塚・中木共訳、頁二二～二三。同『中世ヨーロッパ経済史』増田・小松・

高橋・高村・松田・五島共訳、頁四四〜四五。大塚久雄「歐洲經濟史」頁六五參照。

- (3) Hermann Aubin, Agrargeschichte. in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. II. S. 125. F. Steinbach, a. a. O. S. 165.
- (4) H. Aubin, Das Reich und die Territorien. in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. II. S. 16. ders., Agrargeschichte. S. 125. なお、賦役農場の管理が困難であったのは、それが分散していったことと深く。ライン地方最大のグルントマン・シャントにおいては、賦役農場が数百平方哩にわたって散在し、数千の農奴を擁していたといわれる (Margarete Bosch, Die wirtschaftlichen Bedingungen der Befreiung des Bauernstandes im Herzogtum Kiewe und in der Grafschaft Mark im Rahmen der Agrargeschichte Westdeutschlands. 1920. S. 10)。

- (5) Ibid. S. 84~86. H. Aubin, Agrargeschichte. S. 128. F. Steinbach, a. a. O. S. 166. S. 169.

- (6) ヘルム・ブロッツ『フランス農村史の基本的性格』河野・飯沼共訳、頁三二〜三三。

- (7) H. Aubin, Agrargeschichte. S. 117. ライン地方はもともと散居制と村落定住 (Dorfsiedlung) の境界線をなし、一九世紀初頭イギリスの旅行者 T. C. ン・マールがデッサセルドルフ附近の農業地帯を越えたとすへてが変化すると述べた。フランクフルト、フランクフルン、フランクフルン、フランクフルトの線を境として、北は散居制であった (J. H. Clapham, The Economic Development of France and Germany 1815~1914. 1955. p. 30)。
- その具体的な姿を「V. ン・マールは、一五世紀中葉のメンメンに於いて、この方に描くところ。」「個々の家々と農圃は全領域にわたって散在していった。もともと中心地は存在しなかった。なるほど、隣接農圃の家々が、一種の家の集団を形成するほど近くに並べられたにせよ、それらからも密集した場所について語ることは出来なかつた」 (Joh. Victor Bredt, Die Lohnindustrie dargestellt an der Garn- und Textilindustrie von Barmen. 1905. S. 14)。
- このように、散居制のもとでは、各農民の農圃が、村落定住のほかに、自由に混濁して存在せず、散在する家々を中心として、団を形成していった。したがって、耕作強制が、除してこのことを特徴としてくる (F. Steinbach, a. a. O. S. 455. Robert Jahn, Essener Geschichte. Die geschichtliche Entwicklung im Raum der Großstadt Essen. 1957. S. 143)。

- (8) H. Aubin, Agrargeschichte. S. 127. F. Steinbach, a. a. O. S. 163~164.
- (9) M. Bosch, a. a. O. S. 32. H. Aubin, Agrargeschichte. S. 126.
- (10) F. Steinbach, a. a. O. S. 169~170. W. Engels, a. a. O. S. 23.

- (1) M. Bosh, a. a. O. S. 40. H. Aubin, Das Reich und die Territorien. S. 13.
- (2) M. Bosh, a. a. O. S. 38~39. F. Steinbach, a. a. O. S. 167.
- (3) H. Aubin, Agrargeschichte. S. 128. F. Steinbach, a. a. O. S. 170.
- (4) F. Steinbach, a. a. O. S. 171.
- (5) ャーン・トッホンの三五農村では、一五六三年の七八六家族が、一六八四年には六一六家族に、したがって五分の一の減少をたする (H. Aubin, Agrargeschichte. S. 134.)。
- (6) F. Steinbach, a. a. O. S. 455. Richard Krzymowski, Geschichte der deutschen Landwirtschaft (bis zum Ausbruch des 2. Weltkrieges 1939) unter besonderer Berücksichtigung der technischen Entwicklung der Landwirtschaft. 1951. S. 195~196. S. 200.
- (7) Gustav von Gülich, Geschichtliche Darstellung des Handels, der Gewerbe und des Ackerbaus der bedeutendsten handeltreibender Staaten unserer Zeit. Bd. II. 1830. S. 271~272. M. Bosh, a. a. O. S. 134. H. Aubin, Agrargeschichte. S. 130.
- (8) M. Bosh, a. a. O. S. 66~67. F. Steinbach, Die Veränderungen der Agrarverhältnisse im 18. Jahrhundert, unter der Fremdherrschaft und im 19. Jahrhundert. in, Tausend Jahre. S. 454~455.
- (9) M. Bosh, a. a. O. S. 69.
- (10) 生産力の低きは収穫物の種類にもあらわれてゐる。こゝではライ麦の収穫が第一位を占め、小麦の生産高が非常に低かつた (第一表参照) (Ibid. S. 161.)。
- (11) Ibid. S. 160.
- (12) Ibid. S. 69~70.
- (13) クアンテン市場における復活祭まえの第三日曜 (Sonntag Latare) のライ麦マルター当りの価格は、一五〇〇~一五二五年の平均を基準にすれば、一七世紀はじめの二五年間平均は五・五倍、一七二五~一七五〇年の平均は一〇倍に上昇し、貨幣価値の下落を考慮に入れても、一五世紀末から一七世紀中葉までに二・二・

第一表 1797年の収穫高

ライ麦	16,000	ヴィスベル
燕 麦	13,000	"
馬鈴薯	10,000	"
大 麦	7,000	"
小 麦	3,000	"

五倍に上昇したところ (Ibid. S. 65.)。

- 24 H. Aubin, Agrargeschichte, S. 135. F. Steinbach, a. a. O. S. 455.
- 25 H. Aubin, Agrargeschichte, S. 136.
- 26 M. Bosch, a. a. O. S. 167. S. 177.
- 27 Wolfgang Köllmann, Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert, 1960, S. 2.
- 28 H. Aubin, Agrargeschichte, S. 136. F. Steinbach, a. a. O. S. 455.
- 29 M. Bosch, a. a. O. S. 75.
- 30 Helmut Croon, Stände und Steuern in Jülich-Berg im 17. und vornehmlich im 18. Jahrhundert, 1929, S. 109.
- 31 H. Aubin, Das Reich und die Territorien, S. 48.
- 32 M. Bosch, a. a. O. S. 75~76. S. 81~82. H. Croon, a. a. O. S. 93.
- 33 都市への課税は、市民の保有地、家屋、職業 (Nahrung) にたいしてなされたが、保有地からの税収入が圧倒的であり、このことは、当時の都市が農村都市であったことを示している (第二表、第三表を参照) (H. Croon, a. a. O. S. 107.)。したがって、領邦収入のうち、都市からの収入の率は低い。一六三二年にクレーフエでは、二五都市からの収入が七、〇〇〇ターラー、修道院からの収入は八、〇〇〇ターラー、農村からの収入が二五、〇〇〇ターラーであった。そのさい、六〇~七〇ターラーを支払う大農は、一、二〇〇人の小都市と租税負担額が同じであり、もっとも富裕な市民の三倍以上に当たらざるを得ない (M. Bosch, a. a. O. S. 75~76.)。
- 34 F. Steinbach, a. a. O. S. 456. H. Croon, a. a. O. S. 108. S. 158.
- 35 M. Bosch, a. a. O. S. 76.
- 36 H. Croon, a. a. O. S. 109.
- 37 M. Bosch, a. a. O. S. 86~87.
- 38 H. Croon, a. a. O. S. 189.

第二表 17～8世紀におけるユーリッヒ・ベルク諸都市からの毎年の税収入額

都 市 名	土地・家屋からの税収入	商工業からの税収入
ユ ー リ ッ ヒ	530 Rtl, 75 Alb,	385 Rtl, 39 Alb,
デ ュ レ ン	952 " 42 " 6 Heller	471 " 59 " 6 Heller
ミュンスター・アイフェル	210 " 12 " 6 "	96 " 21 " 6 "
オ イ ス キ ル ヘ ン	647 " 65 "	89 " 26 "
ベ ル ク ハ イ ム	134 " 40 "	25 " 1 "
グ レ ー フ ェ ン ブ ロ イ ヒ	81 " 70 "	36 " 55 "
リ ン ニ ッ ヒ	566 " 50 "	112 " 12 "
カ ス タ ー	156 " 15 "	32 " 11 "
ラ ン デ ラ ー ト	241 " 47 " 6 "	24 " 28 " 6 "

第三表 1722年のユーリッヒ・ベルク諸都市での土地保有（単位モルゲン）

都 市 名	租税地	牧草地	商工業地	荒蕪地	概 算 見 積 地
ユ ー リ ッ ヒ	1611	—	631	31	—
デ ュ レ ン	2897	—	44	—	—
ミュンスター・アイフェル	339	201	—	—	—
オ イ ス キ ル ヘ ン	2204	106	—	45	579
ベ ル ク ハ イ ム	612	12	14	—	12
グ レ ー フ ェ ン ブ ロ イ ヒ	246	—	8	—	3
リ ン ニ ッ ヒ	1409	—	—	—	75
カ ス タ ー	370	—	296	—	—
ラ ン デ ラ ー ト	792	64	28	—	—

Ⅱ 農民層分解の状態

一八世紀におけるライン地方では、『民富』の形成を基礎として農民層分解が進行するが、その進行は地域によりさまさまの偏差を示している。いま、この偏差を考慮に入れるとき、ほぼ四つの地域に分類される。(1)北部左岸の平坦部⇨クレーフェ、ゲルデルン、ユーリッヒ北部、(2)北部右岸の平坦部⇨マルクのヘルヴェーク地方、(3)南部の山地⇨右岸におけるマルクのザウエルラント、ベルク、左岸のユーリッヒ南部、(4)エッセン・ヴェルデン等の教会、修道院領。以下順をおって、これら四地域の農民層分解の状態を農村工業との関連で考察したいと思ふ。

〔I〕 北部左岸の平坦部 クレーフェでは、一七八七年に完全農民 (Vollbauer) 一、三三七人、二分の一農民 (Halbbauer) 一、七七二人、小屋住農三、九七〇人、アインリーガー二、〇二四人を数えた。ここでの生計維持に必要な面積は、低地で四〇〜五〇オランダ・モルゲン、高地で二〇〜三〇オランダ・モルゲンといわれ、農場の規模は、低地で一五〜八〇オランダ・モルゲン、高地で一五〜四〇オランダ・モルゲンであった。⁽¹⁾

一九世紀初頭にシュヴェルツは、一般に七〇オランダ・モルゲンの農場で一〇人を雇備していたと報じている。たとえば一農場では、三六オランダ・モルゲンのうち、三分の二が牧草地、三分の一が耕地からなっており、雇農 (Knecht) 三人、労働雇農 (Arbeitsknecht) 四人、日雇 (Tagelöhner) 二人、豚番 (Schweinhirt) 一人、乳搾り女 (Kuhmagd) 二人、料理女 (Kuchennagd) 一人、菜園下女 (Gartenmagd) 一人が雇備されていた。⁽²⁾ このように、クレーフェでは、家畜の飼育に有利な土地を保有した者のなかから、家畜取引を通じて農業ブルジョ

アジーに上昇した者が生じている。しかし、このような規模の経営は稀であり、大部分は家族労働にもとづいていたといわれる。⁽³⁾ その原因は労働者不足にあった。M・ボッシュは、つぎのように述べている。「過剰人口は二つの方向に流出の可能性を与えられた。南のクレフェルト地方における絹工業と北のオランダ労働市場、これである。政府は労働者不足を解決するため、貴族の願いを全面的に受入れ、ワシブ・オールドマン 奴婢条例とロレン・カクス 賃銀税を認め、一六〇八年に奉公人（Dienstboten）と日雇が農村以外で働くことを禁止した。……しかし、これらすべての努力にもかかわらず、成果はほとんどあがらなかった。一九世紀初頭にシュヴェルツは、クレーフエ公爵領でのゲジンの状態が非常に恵まれ、労賃と食事が非常によかったことを明らかにしている」⁽⁴⁾。

北部左岸の南方では、クレフェルトの絹織物業のみでなく、ニールスの流れにそって、一八世紀に農業革命の進展と雁行しつつ亜麻栽培がますます盛んとなり、のちに『ラインのマンチェスター』⁽⁵⁾ となったライト、グラードバッハを中心に麻織物業が発展した。麻織物業は、はじめ農民家族の冬の副業であったが、農民層分解の進捗にとともに、上向農民に二つの類型が現われた。第一の類型はもっぱら亜麻の栽培とその販売に専念していった上向農民であり、第二の類型は、農業から工業に比重を移行させ、小家畜と僅かの菜園地のみを残して、織工（Weberknecht）を雇備する大きな機屋となっていた者である。これにたいし、下向農民は僅かの菜園地を残すまでに保有地を喪失し、かれらに雇備される雇農または織工となった。⁽⁶⁾

以上のように、北部左岸では農民層分解が進展し、上向農民のなかから、農業ブルジョアジー（第一類型）と、いまだ農工未分離であったといえ工業ブルジョアジーを志向する者（第二類型）との分化が生じてきたのである。

〔Ⅱ〕 マルクのヘルヴェーク地方⁽⁷⁾ 一七九八年、ヘルデ地区（Amt Hörde）にあっては、完全農民（Ganz Bauer）五

五人、二分の一農民三三七人、小屋住農一、〇一四人、ノイ・バウアー (Neubauer) 六八七人、ホイエルリンゲ (Heuerlinge) 五一四人を数えた。⁽⁸⁾ ここでの正常な規模は八〇〜一二〇モルゲンであり、二頭犁 (Zweipflügig) で耕作され、それ以下の規模のばあいは副業を必要とした。正常規模での労働力構成は、通常、農民とその妻、三人の子供、一人の雇農と一人の下女であった。⁽⁹⁾

ここは顕著な大農地帯であったため、小屋住農のもつ意義は低かったといわれる。大農は、他国労働者を雇出し、肥沃なうえによく施肥をほどこし、休耕地を縮小して集約度を高め、商工業の繁栄した近隣地への販売に恵まれ、非常に裕福であった。一九世紀はじめにシュヴェルツは、ここでの大農の一人が、二人の雇農、一人の若者、三人の下女を雇い、六頭の馬と三つの犁をもっていたと述べている。⁽¹⁰⁾

小屋住農は、ゾエスト地区 (Soester Börde) においては、五〜二〇モルゲンの土地と一〜二頭の馬、一頭の牝牛または騾馬、ならびに屠殺用に八〜一〇頭の牝牛と二〜三頭の豚をもっていた。また、ホイエルリンゲは、農民から小さな家と小菜園地を賃貸りし、小屋住農と同じく、多くの家畜を所有して耕地よりも共有地に依存し、運送、商業等に従事している。小農民の長男以外の子供は、大農のもとに奴婢奉公にだされ、成長して雇農と下女になったという。⁽¹¹⁾

以上のように、北部左岸では、上向農民からすでに賃労働に立脚した農業ブルジョアジーと工業ブルジョアジーを志向する者の二類型が分出しているのにたいし、ここでは、家族労働に立脚し、賃労働を補充する大農 (第一類型) のみが析出され、下向した小農民の生計は共有地に依存した家畜飼育にもとづいていた。したがって北部左岸よりも分解度が低く、共有地依存を通じて共同体制も強かったといえよう。

〔Ⅲ〕 南部の山地 マルクのザウエルラント、ベルク、ユーリッヒ南部は、山地のうえ、いずれも瘠壤で集

約化は不可能であつた。この地域で生活を維持するためには、一五世紀中葉のヴッパー・タールのばあいから推定して、三〇モルゲンを必要としたと思われる。⁰²ところで、その後、小地片を分散保有していたことから、

相続にさいして土地が分割され、大部分は小屋住農に下降した。⁰³もとより、土地保有移動を通じて、僅かの大農が分出したが、その規模は、ザウエルラントで一人の下女と一人の家畜番を雇備する程度のものにすぎなかつた。⁰⁴

それゆえ、一八世紀後半馬鈴薯栽培が普及したとはいえ、生計維持のために工業副業は不可欠であり、のちにみるように多様な農村工業が展開し、先進地帯ではマニユファクチュアが形成されている。

したがって、この地域での農民層分解の特徴は、第一類型への農民の上昇が微弱なものにとどまり、第二類型への上昇が顕著にみられたことであつたといえよう。

〔Ⅳ〕 教会、修道院領 エッセン・ヴェルデン等の教会、修道院領では、農民のグルンドヘルへの従属が強く、『農民解放』にいたるまで土地移動はほとんど行われず、階層分化も微弱であつた。

ここでの地代形態は、現物貢租が支配的であり、刈入れ日の手賦役、グルンドヘルが旅行するさいの役畜賦役も残存し、土地の分割、譲渡は禁止され、共有地もグルンドヘルの規制のもとにあつた。⁰⁵これらの領地は、一八

〇二年にフランスにより没収、国有化（Säkularation）され、南部のライン・モーゼルデルトワッ県においては、その面積が、クレーフエフロンデスマン郡とはほぼ同じ四五〇万フランケンに達し、その土地の大部分は競売に付されるか、または小作人に分割されている。⁰⁶

以上のように、早くよりグルンドヘルシャフトが解体にむかつたライン地方では、一八世紀に、農業革命によ

る『民富』の形成を基礎として農民層分解が進行し、四つの地域的類型が形成されてきた。¹⁷⁾ すなわち、先進地帯として、(1)上向農民のなかに農業ブルジョアジーと、工業ブルジョアジーを志向する者という二類型が認められる北部左岸。(2)工業ブルジョアジーと少数の小規模な大農の析出される南部、とくに右岸の山地。中間地帯として、(3)大農地域を形成するマルクのヘルヴェーク地方。後進地帯として、(4)グルンドヘルシャフトが強固に残存して分解を阻止した教会、修道院領。これである。

しかし、この農民層分解と、とくに南部山地における分割相続の結果、一八世紀ライン地方においてはおびただしい零細土地保有農が発生した。その事情は、一九世紀中葉において、ライン州では、三〇マクデブルグ・モルゲン以下の経営数が九二・九%、五マクデブルグ・モルゲン以下、六六・四二%を占め、プロイセン各州のなかで零細土地保有農の比重が圧倒的に高かったことから窺えよう(第四表参照)。ところで、この零細土地保有農の大多数は、封建的土地所有の解体がいち早く進行したという客観的事情にくわえて、商工業にたいする租税がほとんど課せられなかったため、¹⁸⁾ 農村工業を営む小商品生産者に転化しており、また、一部は上向農民のもとで賃労働者として雇傭され、プロレタリア化していた。こうして、一八世紀におけるライン織維工業は、はかならぬ農村工業として展開してくるのである。

そこで、われわれは、農村工業として展開する一八世紀ライン織維工業の具体的な様相を、その市場構造との関連において考察し、それが『営業の自由』にたいしてもった意義の検討に入りたいと思う。

(1) M. Bosch, a. a. O. S. 72, S. 80.

(2) Ibid. S. 81.

(3) Ibid. S. 87. なお、クレーンフェスは、一四〜一五世紀の土地保有移動の過程で又貸関係 (Unterpachtung od. Unter-
verleihung) が形成された。それが生じたのは、農民が貨幣経済にまきこまれ、賃租滞納または負債を負ったことから、ま
たのちに、財政難に陥ったランデスマールが相続にさいして
高い手数料 (Gewinnungsgebühr) を要求したことから、保
有権を都市の市民または修道院に譲渡し、以前より高い小作
料を払って、かれらの小作人となったからである (Vgl. Ibid.
S. 51~53, S. 57~59)。M・ホッシャは、この関係を「小
作料が賃租のうえに、市民的従属関係が封建的従属関係のう
えに層をひくった」と述べている (Ibid. S. 52)。

ところで、この関係は、一八世紀には、遠隔地取引に立脚
した中世都市の衰退を原因とする市民實力の後退と、農業革
命による小作人の経済力向上から、小作地をかれらの保有へ
と買戻すことにより、解体に赴いた。この趨勢は貴族地をも
まきこんで、一七八七年には、ランデスマールが貴族地の非貴
族への譲渡を許可している (Ibid. S. 88~89)。

- (4) Ibid. S. 80~81.
- (5) Alphons Thun, Die Industrie am Niederrhein und
ihre Arbeiter. Theil I. 1879. S. 1. Julius Baehem, Zur
Jahrhundertfeier der Vereinigung der Rheinlande mit
Preußen. 1915. S. 174.
- (3) Vgl. Rheinlands Handwerk. Rheinische Heimatpflege.
Zeitschrift für Museumswesen · Denkmalpflege · Archiv-
beratung · Volkstum · Natur" und Landschaftschutz.

模別経営数 (面積の単位 = マクデブルグ・モルゲン)

30~300	%	5~30	%	5以下	%	所 有 地 数 総	%
24 808	33.27	21 489	28.82	24 677	33.10	74 566	4.17
82 677	49.91	34 987	21.13	40 307	24.33	165 659	9.25
44 852	47.97	27 190	29.08	18 083	19.34	93 532	5.22
45 346	33.23	36 635	26.85	50 827	37.25	136 439	7.62
43 503	17.40	92 882	37.15	110 040	44.02	249 989	13.97
36 399	20.80	57 274	32.72	79 345	45.34	175 006	9.77
45 836	21.98	68 096	32.65	92 579	44.39	208 552	11.66
46 523	6.78	181 669	26.48	455 835	66.42	686 275	38.34
369 950	20.67	520 222	29.06	871 693	48.70	1 790 018	100.00

9. Jahrgang, 1937. Heft 2. S. 230~231.

(6) マルクは一九世紀にルール工業地方の心臓部となった。一八世紀には、ルール河を境として、北のホルヴェーク農業地帯、ルール河流域の小製鉄所、小炭坑地帯、ならびに南のキウヘルラント金属工業地帯の三地域にわたっていた (W. O. Henderson, 'The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740~1870. 1958. pp. 26~28.').

なお、ホルヴェーク地方は肥沃な黄土 (loess) からなり、未発達な農具をもってしても開墾が可能であり、先史時代から農業が行われていたと云う (N. J. G. Pounds, a. a. O. p. 24.)。

- (8) M. Bosc, a. a. O. S. 175.
- (9) Ibid. S. 173.
- (10) Ibid. S. 174.
- (11) Ibid. S. 176~177.
- (12) J. V. Brecht, a. a. O. S. 13.
- (13) Die Stadt Elberfeld. Festschrift zur Dreihundert-Feier 1910. 1910. S. 131. M. Bosc, a. a. O. S. 177. W. Kollmann, a. a. O. S. 2.
- (14) M. Bosc, a. a. O. S. 177.
- (15) Heinrich Wilhelm Averek, Die Landwirtschaft unter dem Einflusse von Bergbau und Industrie im rheinischen Ruhrkohlengebiet. 1912. S. 27~28. R. Jahn, a. a. O. S. 136~138.

第四表 1849年のプロイセン各州における土地所有規

州名	面積	土地の平均規模	600以上	%	300~600	%
ボムメルン	12 345 400	166	2 275	3.05	1 317	1.76
プロイセン	25 316 100	153	3 456	2.08	4 232	2.55
ボーゼン	11 529 800	123	2 445	2.61	956	1.00
ブランデンブルグ	15 708 200	115	1 877	1.38	1 754	1.29
シュレージェン	15 940 300	64	2 323	0.93	1 241	0.50
ザクゼン	9 899 100	56	835	0.48	1 153	0.66
ヴェストファーレン	7 907 600	38	594	0.29	1 447	0.69
ラインラント	10 468 800	15	886	0.13	1 362	0.19
全領邦	109 115 300	61	14 691	0.82	13 462	0.75

(16) F. Steinbach, a. a. O. S. 457~458. ニーダー・ラインでは、これら教会、修道院領の多くは、富裕な紡織業者の手に移った。G. フォン・メヴィッセンの父は、一八〇二年に国有化されたグラードバッハ・ベネディクト修道院領を購入して、三〇年には数百モルガンの農業経営を営みはじめた（Joseph Hansen, Gustav von Mevissen. Ein rheinisches Lebensbild 1815-1899. Bd. I. 1906, S. 11, S. 31.）。

(17) このことから、ライン農民はすでに事実上の土地所有農民となっていたといえるであろう。F・シュタインバッハは、『農民解放』の果した役割をつぎのように評価している。「上級所有権の無償廃棄と僅かの補償での対物的賦課の廃棄が、一七九八年三月二六日の法律により、また最終的には、全ライン左岸にたいする一八〇四年のナポレオン勅令により指令された。これは勿論、ある遅れた地域では突然の軽減を意味したにせよ、他の地方では二、三の負担になる貢租の残滓が廃棄されたにとどまる。すなわち、ライン農民の大多数にとり、それは単に事実上すでに以前に達していた状態の法的追認にかすぎなかつた」（傍点—引用者）と（F. Steinbach, a. a. O. S. 457.）。

(18) Werner Sombart, Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert und im Anfang des 20 Jahrhunderts, 1921, S. 518.

(19) H. Croon, a. a. O. S. 108~109. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 168~169.

一一 小商品生産者層の成立と『営業の自由』

I 社会的分業の展開と小商品生産者層の成立

[A] ナポレオン侵入後、フランスに併合され、ライン左岸にあらたに設立されたロネルデスルトマン州の四郡フロンゲイスマンにおいて、一八一〇〜一一年に行われた工業一般生産統計の結果は第五表の通りである。これら四郡のおもな工業部門は、以下のように多様である。(1)アーヘン郡中もつとも主要なアーヘン、ブルトシャイド、モンシャウ、シュトルベルク、デュレンの毛織物業。アーヘンとブルトシャイドの一七の縫針製造業。ならびに鉄、鉛、錫、褐炭と

第五表 1811年の工業一般生産統計

郡	工業部門	営業数	その 労働者	生産物 (フラン)	独立 労働者	生産物 (フラン)	総輸出 (フラン)
アー ヘン	I 金属部門	141	8 352	2 274 758	76	64 000	513 000
	II 植物部門	233	1 047	2 074 942	—	—	208 300
	III 動物部門	402	11 458	16 714 250	7	11 600	8 027 500
	IV 総計	776	20 857	21 063 950	83	76 600	8 748 800
ケ ル ン	I	18	269	532 800	40	60 000	167 000
	II	483	3 675	12 157 300	2 000	500 000	1 275 000
	III	159	11 088	4 352 000	—	—	2 933 000
	IV	660	15 032	17 042 100	2 040	560 000	4 375 000
ク レ フ ェ ル ト	I	112	532	490 955	3	2 700	19 775
	II	521	6 971	13 346 215	1 894	2 188 037	1 949 910
	III	133	8 942	8 454 386	293	3 061 360	3 448 076
	IV	766	16 445	22 290 556	2 190	5 252 097	5 417 761
ク レ ー フ ェ	I	63	180	106 960	—	—	10 450
	II	147	541	1 434 156	6	4 700	37 440
	III	82	674	747 365	42	23 300	133 307
	IV	292	1 395	2 288 481	48	28 000	181 197

〔註〕 繊維工業では、毛織物業と絹織物業は動物部門に、麻・綿交織業は植物部門に属している。

石炭の諸鉱業部門。
 (2)ケルン郡の絹、ピ
 ロード、絹リボン、
 ビロード・リボン製
 造業。綿紡績業。紡
 毛業。鞣皮業。製糖
 業。(3)クレフェルト
 郡における、フィー
 ルゼン、ライト、グ
 ラードバッハの麻・
 綿交織業。クレフェ
 ルト中心の絹織物業。
 クレフェルト、オル
 フィの毛織物業。お
 よび、製糖業。亜
 麻、菜種、油菜から
 の製油業。火酒醸造

業。煙草製造業。(4) クレーフェ郡では、農業、畜産が中心であつたが、絹織物業。製油業。製靴業。(2)

一八世紀と一九世紀の交における、ライン、右岸のおもな工業部門をあげるならば、ベルクでは、ヴッパー・ター
ルの姉妹都市エルバーフェルトとバルメンの麻・綿交織業。ゾーリンゲンの刀鍛冶業。レムシャイドの刃物類と
大鎌生産を中心とする一八〇三年に六〇〇種にものぼつた鉄鋼製品製造業があり、なお、クローネンベルクの長
柄の大草刈鎌と小鎌製造業がある。また、マルクでは、エネツペ・タールの鍵、ノコギリ、ナイフ、スプリング、
犁、シャベル製造業、ルール河流域の小農民による石炭の露天掘があげられる。(4)

前述により、W・ヴィルミングハウスの指摘するように、一八世紀後半における、ライン地方の工業分布は、工
業、所、在、地が、広、く、分、散、し、各、工、業、所、在、地における工業部門が多岐にわたつていたことを特徴としたといえよう。(5) そ
して、こうした多様な姿をとつて展開した社会的分業から、局内での工業生産物取引が盛んに行われたことを
容易に推測しうるのであろう。ここで注意すべきは、ケルンとアーヘンを除いて、社会的分業が広汎に展開してい
る左岸のクレフェルト郡、アーヘン郡、右岸のマルク南部、ベルクの工業が、いずれも農村において、農民層分
解または分割相続の結果、零細土地保有農の副業として、半農半工の姿で営まれたことであらう。では、当面の
考察の対象である繊維工業に焦点を集めて、より立入つた考察を行うことにしよう。

〔B〕 一八一六年のライン州における織機分布は第六表(6)のようである。この表から明らかなのは、絹、綿、毛、
麻の各織機がほぼ均等に分布しており、一八世紀に、ライン各地における繊維工業の展開が多様な種類にわた
つていたことである。しかも、その内部に多様な種類の繊維工業を含みつつ、アーヘン附近の毛織物業、ク
レーフェルトの絹織物業、ベルクのヴッパー・タールとニーダー・ラインの麻・綿交織業の専業化された四つの

第六表 1816年におけるライン州の織機分布

絹と半絹織機	5 537
綿と半綿織機	3 501
毛織物と半毛織物織機	4 153
麻織機	4 858
靴下製造織機	474
リボン織機	17 094

の商品』(“Bauernwaren”)の名が示すように、一般大衆の生活必需品であった。¹⁰⁾

(2) ベルクにおける繊維工業の中心、ウッパール・タールでは、一八世紀後半に麻・綿交織物(Siamosenと

呼ばれ経が麻、緯が綿)、麻リボン、絹織物等の多様な繊維工業が発展した。そのさい、ウッパールの製品は総じてベルク以外の市場から遮断されていたといわれるが、¹¹⁾さらに仔細に検討すれば、麻織物については、フランス占領時代にラインに關稅線がひかれ、右岸と左岸が遮断されたとき、ケルンの下層民が右岸より低廉な麻織物が買えなくなったとの苦情をいつていること、¹²⁾リース品目(Besatzartikel)については、一八世紀初頭フランスに輸出されたとき、質は悪いが、価格が低廉なため、下層民に愛好されたといわれていること、¹³⁾等から、それらがベルク農民のあいだに広い販路をもっていたことが理解されよう。さらに、一八世紀中葉から生産されはじめた絹織物は、ベルク上層階級の需要と、農民の日曜日の嗜着にむけられ、麻・綿交織物は一般大衆むけのも

地域が姿を現わしていた。⁷⁾ つぎに、資料の制約から、のちにみるように初発から歴史的性格を異にして発展したクレフェルト絹織物業を除き、他の三地域における繊維製品の素材の検討を試み、局地内取引の様相を明らかにしてゆきたい。

[C] (1) アーヘン附近、とくにその南方では、土地不足のため、はやくより

農村副業として、農民がみずから飼育した羊から羊毛をとり、毛織物生産を行っていた。⁸⁾ これは純粋な家内労働であり、完成品は農村を廻る行商人に現金で販売された。⁹⁾ 製品は粗質の毛織物(das grobe Tuch)であり、いわゆる『農民

のであった。¹⁴⁾

(3) ニーダー・ラインでは、ニールスの流れにそって、いたるところに、ここで栽培された亜麻を原料として麻織物業が発展した。このうち、粗質のシート、衣料は内国むけ生産であり、一般大衆の日常生活品であった。¹⁵⁾

以上のように、社会的分業の展開と、生産物の素材が農民の生活必需品であったことから、当然に貨幣を媒介としての農民相互間での商品流通と、その結節点として、各地に小市場が簇生していたことが推定されうる。

[D] 一七世紀にベルクでは、都市特権をもたない農村共同体で市場特権をもつものがあまた輩出した。なかでも、もっとも傑出していたエルバーフェルトでは、一八世紀初頭、毎年二〜三日開かれる年市(Kirmes)と、毎週開かれる家畜取引日、ならびに週市(Wochenmarkt)があった。年市では、土産品である漂白撚糸、リボン等の取引とともに、あらゆる種類の小間物、鏡、絵画、銅器等を売るニュールンベルク商人が店舗をかまえ、ブリキ製品、木製の鉢、手桶、盃等を売るユダヤ人が群がり、およそ人々が欲するすべての物が取引され、農民や市民が多数集まってきたと伝えられている。¹⁶⁾

また、一八世紀中葉になると、ライン河やモーゼル河には、隣接する村落・都市に商品および人を運ぶための短距離定期船が航行するようになるが、その航行日は各地の週市開催日に当たっていた。¹⁷⁾ 陸路のばあいについても、ヴッパー・タールでは、小屋住農が馬の背に袋を積んで石炭を運搬する姿がしばしば見られ、またバルメンの小農民であったF・エンゲルスの父、ベンジャミンは、一八世紀後半に、ほぼ二五ターラーの小資本で、背中に籠を負って撚糸取引に従事したといわれる。¹⁸⁾ このような状況のなかから、二〜四頭の馬に商品を積んだ車を引かせる運送業者が発生した。¹⁹⁾

こうした点から、一八世紀には、いたるところに農村の小市場が簇生し、これを中心に、局地的な市場圏が形成されて、零細土地保有農は小商品生産者に転化しつづつあつたといつても大過ないであろう。では、小商品生産者層の成立は、『営業の自由』にたゞしてどうした意義をもつていたのであろうか。

- (1) R. Zeyss, a. a. O. S. 79. S. 80. S. 86.
- (2) *Ibid.* S. 78~87.
- (3) M. Barkausen, *Staatliche Wirtschaftslenkung usw.* S. 176~178.
- (4) N. J. G. Pounds, a. a. O. pp. 38~40. p. 49.
- (5) A. Wirminghaus, a. a. O. S. 467.
- (6) C. F. W. Dieterici, *Der Volkswohlstand im preussischen Staate. In Vergleichungen aus den Jahren vor 1806 und von 1828 bis 1832, so wie aus der neuesten Zeit, nach statistischen Ermittlungen und dem Gange der Gesetzgebung aus amtlichen Quellen.* 1846. S. 186. なお、この数字は、一八世紀末における状態を控え目に示していると思われる。というのは、一八一六年における技術水準は一八世紀と変りなかつたのになし、その市場関係が極度に悪化していたからである。まず、技術水準についてみると、一八〇八年に發明されたジャックカード織機が最初にウッパールに導入されたのが一八年 (J. Bachem, a. a. O. S. 188)。一七八八年に J. ケイにより發明され、広巾織が可能となり、生産力が二倍になったといわれる飛籽がドイツに普及しはじめたのが一八二〇年代、一七八五年に E. カートライトの發明した力織機が導入されたのが一八二二年であつた (G. Schmoller, a. a. O. S. 494~495)。これにたいし、市場関係は悪化している。すなわち、一四年にプロイセンに併合されたライン州は、一八年のプロイセン関税同盟成立まで、ヴェストフアレン州とともに、東ではエルベ河でプロイセンの、西ではフランスの関税障壁により完全に遮断されたのみでなく、関税自主権が与えられなかつたため、イギリスの低廉な綿織物が氾濫するといった苦境の時代に遭遇してゐた (Friedrich Otto Diltney, *Die Entwicklung der Baumwollindustrie im Niederrheinischen Industriebezirk.* 1904. S. 12~13)。したがつて、フランスに市場をもち、イギリスがまだ産業革命途上であり、重要な脅威とならなかつた一八世紀後半に比して、市場関係は極度に悪かつたといえよう。

- (7) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 138.
- (8) Hans Carl Scheibler u. Karl Wulfrath, Westdeutsche Ahnentafeln. 1939. S. 329.
- (6) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 153. S. 157.
- (5) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 51.
- (4) Industrie- und Handelskammer Wuppertal 1831~1956. Festschrift zum 125-jährigen Jubiläum, herausg. v. d. Industrie- u. Handelskammer in Verbindung mit Dr. W. Kollmann. 1956. S. 11.
- (3) Mathieu Schwann, Geschichte der Kölner Handelskammer. Bd. I. 1906. S. 51.
- (2) W. Kollmann a. a. O. S. 7.
- (1) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 145. S. 166.
- (2) F. O. Dithely, a. a. O. S. 2.
- (3) Die Stadt Elberfeld. S. 168.
- (4) B. Kuske, a. a. O. S. 227. A. Wirminghaus, a. a. O. S. 309~310.
- (5) Gustav Mayer, Friedrich Engels. Ein Biographie. Bd. I. 1920. S. 5.
- (6) Die Stadt Elberfeld. S. 160~161.

Ⅱ 小商品生産者層と『営業の自由』

小商品生産者層の成立が『営業の自由』にたいしてもった意義は、つぎの二点から説明されるであろう。①消極的には封建的権力による間接税制度導入の試みの挫折、②積極的にはツンフト制度の解体。以下順を追って考察をすすめよう。

[A] 一八世紀初頭、クレーフエ、ゲルデルン、マルクはプロイセン領となった。一七一六年に、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、都市の城門で徴収される間接税を邦有化するにあたり、あらたに併合されたライン・

プロイセン領にもその施行を命じた。この制度は、商工業を都市のみに集中し、ここから間接税を、農村から直接税である地租を徴収しようとするものであり、都市と農村の明確な分離、すなわち、農村における営業禁止を伏線としている。ところで、以前より農村工業が発展し、くわえて小邦分立状態にあったライン地方では、この制度の実施は不可能であった。その理由は、農村内部での社会的分業が農村での営業禁止を不可能にするまでに進展していて、密取引をたびこらせたこと、ならびに通過税の徴収が小邦分立状態にあつては、商品流通路を隣邦に迂回させる結果となつたことであつた。そこで、フリードリッヒ大王治下に入り、七〇年にはゲルデルンで間接税制度が廃止され、ついで七七年にクレフェルトで、さらに、九一年にはシュタインによりマルクで、間接税はいずれも僅かの消費財への課税を残して廃止されたのである。⁽¹⁾

ユーリッヒ・ベルクにおいても、一七〇〇〜一七〇五年と四四〜四七年の二度にわたつて、ブランドンブルグ・プロイセン、クール・ファルツ等の例にならない、土地台帳の不正によるウンタタルン隷民の過重負担を軽減し、財産状態に応じた徴税を行うとの口実のもとに租税収入増大の目的で、消費税、通過税、輸出税、工業原料を除く輸入税が設置された。だが、結果は邦内外での激しい密取引、それにからまる租税行政の腐敗、ならびに商品流通の隣邦への迂回をもたらし、徴税費のみ増大して収入が予定をはるかに下廻つたため、いずれも廃止されている。⁽²⁾

このように、農村内部での社会的分業の展開は、農村における営業禁止を前提とする古い間接税制度の実施を不可能にした。⁽³⁾しかし、局地的市場圏の形成は、単に古い制度への復帰を許さなかつたばかりでなく、さらにすすんで、積極的な側面として、中世都市のツンフト特権を崩壊せしめるか、または、それを保持しつづけたところでは、いちじるしい衰退へと導いた。まず特権の崩壊からみよう。

[B] 一五九六年にデュルケンの麻織工にたいしツンフト特権が与えられた。ツンフト特権の内容は、ユーリッヒ内における麻織物業の営業独占と、都市内での成員間の平等性を維持するための厳格な規制によって、麻織工に職業を保証することにあつた〔いわゆる『⁽⁴⁾対外経済と対内経済の二重性』⁽⁵⁾〕。しかし、一八世紀には、ニードー・ライン各地に麻織物業が展開し、デュルケン市民の多くは、半農半工の姿をとつて、逆にズヒテルンやフィールゼンの商人のために働いていたといわれる。⁽⁶⁾

一七九三年には、ユーリッヒ・ベルクの領邦都市^{ラントシュタット}レンネツプの上質毛織物（Feintuch）ツンフトが崩壊してゐる。その原因は、のちにみるように、農村で発展した毛織物業を問屋制的に支配することにより擡頭してきたモンジャウのシャイプラー家の競争に敗れたことであつた。⁽⁷⁾

このように、農村工業の発展は、一方において、中世都市のツンフトを崩壊せしめたが、他方、ツンフト特権を維持しつづけたところでは、これをいちじるしい衰退へと導いた。その典型的な例が、中世においてその威容を誇つた帝国直屬都市ケルンとアーヘンの衰退のばあいである。

[C] ケルンは、中世初頭、ハンザ同盟の黄金時代に、その一員として絹織物業を中心に繁栄の絶頂に達した。⁽⁸⁾ その衰退は、一六世紀にあらたに発見された新大陸ならびに東インド貿易から遮断されることにより開始された。これを転機に、いままで都市行政を主導した遠隔地商人にかわつて抬頭してきた絹織物ツンフトの専制的束縛こそがその原因なのである。

ツンフトは都市の利益を代表せず、成員の職業を確保するという偏狭な立場に立ち、なによりも競争を恐れた。そこで、一五八五年のアントウエルペン陥落を境に、大量に流入して来たプロテスタント亡命者⁽⁹⁾による新技術導入⁽¹⁰⁾

と、かれらによる生糸の輸入加工⁴²⁾にたいし、はげしい抑圧を試みたのである。一六一〇年には、亡命者の流入による家賃と消費財価格の騰貴を理由に、かれらを暴徒と激しく非難し、一年に、かれらの礼拝式と小売物業を営むことを禁止したため、多くのプロテスタントが周辺農村に流出し、一、四〇〇家屋が空屋になったといわれる。⁴³⁾

しかし、三〇年戦争後、財政難の圧迫のもとで、市参事会は六〇年にプロテスタントの礼拝式を許可し、かれらの活動に無干渉の立場をとったため、卸売業、委託運送業を通じて富を蓄積したプロテスタントが絹織物業にも進出し、ケルンは一時繁栄におもむいた。⁴⁴⁾もとより、この事態は絹織物ツunft存立の基盤を脅かしたので、市参事会にたいし猛烈な反撃を加え、一七一三年にはプロテスタントが委託運送業を営むことを全面的に禁止し、ついで、一四年に『市民権なき住民令』(“Beisassenordnung”)を発して、完全市民(Vollbürger)とかれらとを区別するように命じた。この結果、アンドレア家をはじめ、ケルンでもっとも富裕なプロテスタント一〇家族が、信仰と営業の自由を求めてミュールハイム・アム・ラインに移住し、ケルンの商業取引高は年に五万フロリン以上減少し、国王に国費分担額(Matriculanschläge)の軽減を乞わねばならなくなるとともに、絹織物業も衰退にむかった。⁴⁵⁾五〇年にケルンのレース製造業者が、ケルンでは、熟練労働者による古い足踏みと羽軸(Tritt u. Schäften)をもった、いわゆる『簡便織機』(“kompendiösen Stuhl”)を使用しているのにたいし、クレフエルトでは、一人の不熟練労働者により、同時に一六以上のリボンが生産できるリボン・レース・ミュール織機(Band- und Schnurmühle)を使用しているため、当地では一〇〇人の親方のうち三人しか働いていないと歎⁴⁶⁾す⁴⁷⁾。

このようにして、一八世紀にケルンはいちじるしく衰退し、中世において人口四万人をもち、西ドイツ最大の

都市を誇っていたものが、一八世紀末においても人口の増加はみられず、当時の状況を目撃した商人シュヌルは、「都市は汚物のなかに沈み、街路には乞食と僧侶が群がっている」と述べている。⁽⁷⁷⁾

アーヘンは一四世紀後半に毛織物業を中心に繁栄の絶頂に達した。⁽⁷⁸⁾ここでのツンフトは、ケルンのばあいと異なり、羊毛・毛織物商人の支配下に立ち、内外の競争を排除するため厳格な規制を敷いていた。⁽⁷⁹⁾このような事情のもとで、一五世紀中葉、市の財政紊乱に端を發した問屋商人、ツンフト間の闘争が衰退の第一歩であった。⁽⁸⁰⁾

しかし、その決定的な原因は、ケルンのばあいと同じく、一六世紀後半に生じた宗教的混乱にあったのである。一六世紀初頭には、アーヘンの毛織物商人は息子をニードラー・ラントに送って技術を修得させ、熟練したプロテスタント織布工を誘致・厚遇していたが、世紀の後半、プロテスタントが大量に流入してくるにつれ、かれらとアーヘン・カトリックとの対立が激化してきた。一五五二年、プロテスタントの採用を拒否した毛織物ツンフトは、この事態を利用してますます圧迫を強め、一六一七年にはすべてのプロテスタントを都市から追放した。⁽⁸¹⁾追放されたプロテスタントのなかには、多くの有能な商人が含まれ、アーヘン周辺のツンフトから自由な村々に定住し、以前からこの地方で農村副業として営まれていた粗質の毛織物生産を把握し、一八世紀には国際的名声をえた毛織物都市が簇生した。⁽⁸²⁾

これにたいし、毛織物ツンフトは、長い闘争ののち、一六九〇年にふたたび毛織物商人のもとに屈服し、これとひきかえに、以前のツンフト規制を守ることに成功した。この結果、ツンフトの内部は腐敗し、一八世紀初頭、僅か二人の親方と一人の職人しか働いていなかったといわれ、一四世紀における四万人の人口は、一八世紀末には二五、〇〇〇人に減少し、街路に乞食が溢れていたといふ。⁽⁸³⁾

一七八八年に出版された『率直なる諸觀察』(“Frymuthige Betrachtung”)の匿名の著者は、アーヘンとその周辺農村を比較して、アーヘン衰退の原因をつぎのように要約している。「ブルトシャイド、モンシャウ、フェルフィールズ、ファールス、リムブルク周辺のすべての工業的農村には自由が支配していた。毛織物商人は、かれ自身の建物で、かれが欲するだけの織機を働かせ、仕事が必要とするだけの剪毛工を自分の仕事場に雇いえた。……これにたいし、かの皇帝により自由を与えられた帝国直屬都市では、すべての工業から翼をもぎとる非常に不利なツンフト強制が支配しており、最良の天才からすらも上昇しようとする努力を奪いとつた。というのは、ツンフトが、かれの仕事の比較的大きな収益を喜ばず、伝統と無知の同じ歩みを保持することを強制したからである」(傍点―引用者)と。

以上のように、ケルンとアーヘンは、前者がツンフトの直接的支配のもとにあつたのにたいし、後者が問屋商人の支配下にあつたという相違をもつていたにせよ、ともにツンフト強制の強い束縛を保持し、一八世紀にはいぢるしい衰退に陥つた。しかし、この衰退をひき起した原因として、ツンフト強制とともに、農村における営業の自由という客觀的事情があつたことを見逃してはならない。中世都市からの有能な商人、手工業者の流出を可能にした条件がここにあるからである。

[D] 農村内部における社会的分業の展開と局地的市場圏の形成、すなわち自然經濟に立脚する農民の、農工未分離の形での商品生産者への移行(「小商品生産者層の一般的成立」)は、ツンフト強制の復活を許さず、逆にそれを掘り崩して『営業の自由』の前提条件をつくりだす歴史的意義をもつていた。一七九三年に、E・F・ヴィーベキングは、「すべてのクール・ファルツ諸領邦のなかで、ベルク公国が最高の繁栄段階に達しているように

思われた。ここでの一般的裕福は、取引自由 (Handlungsfreiheit) と、そのうえにうちたてられた製造業から生じている」と述べている。⁸²そして、このような状態は、ヘルクに限らず、ニーダー・ラインやアーヘン附近においても展開したのであった。このような現実に着目するとき、一八世紀におけるライン経済生活を衰退の時期と特徴づける説は、その正鵠を失しているといわねばなるまい。

(1) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 142~143. W. O. Henderson, a. a. O. pp. 38~39.

(2) Vgl. H. Croon, a. a. O. S. 110~143.

(3) 古い間接税制度導入の困難は、一八世紀にライン地方で簇生した農村における商工業集落が、中世都市とはまったく異った形態をもっていたことから察せられる。中世都市の特徴は城壁と門をもっていたことにあるが、これは防衛のためよりも、むしろ城門における間接税徴収を便にするためであったといわれる。

しかし、一八世紀に興隆してきた各地の商工業集落は城壁も門も備えていなかった。その一例として、一七世紀中葉の五〇〇人の人口から、フランス侵入時には七〇〇〇人の人口に増大したクレフェルトをあげることができる。クレフェルトはライエン家の絹織物業発展とともに急速に膨脹し、一八世紀に五度の都市拡張を行ない、とりわけ六六年の拡張で、ほぼ今日の外貌を整えた。したがって、五度の拡張に示されるように、クレフェルトは城壁も門も備えていなかった。

このように、一八世紀にライン地方各地において興隆した商工業集落は、中世都市とまったく異った形態をもち、この点からも間接税制度の実施を困難にしたのである (Bruno Kuske, Die rheinischen Städte. in, Geschichte des Rheinlandes. Bd. II. S. 105. H. C. Scheibler u. K. Wulfrath, a. a. O. S. 266. S. 271. S. 293. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 164~165.)

(4) Vgl. Rheinlands Handwerk. S. 234~235.

(5) M・ウーナー『一般社会経済史要論』上巻、黒正・青山共訳、頁二七二~二七六。

(6) J. Hansen, Gustav von Mevissen. Bd. I. S. 2.

(7) M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 143. S. 157. ナポレオンのライン侵入とともに、ライン左岸はフランス領に、右岸はヘルク大公国に統合され、小領邦制が揚棄されるが、このように容易に小領邦制が揚棄された理由の一端がこの事例

から窺えることに注意しなければならない。

ユーリッヒ・ベルクにおける領邦都市は、ユーリッヒ、デュレン、ミュンスター・アイフェルト、オイスキルヘンと、ベルクにおける、デュッセルドルフ（首都）、ラーティンゲン、レンネッパ、ヴィッパーフエルトの八都市であり、これらの都市のみが邦議會^{ラント}への代表（Stände）を選出し、政治に参与する権利をもっていた（H. Croon, a. a. O. S. I. M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 168）。だが、これらの都市は、一八世紀に農村における社会的分業の展開を基礎に、あらたに抬頭してきたエルバーフェルト、バルメン、ライト、グラードバッハ、ゾーリンゲン、レムシャイド等に對比して、古いツンフト規制に支えられていたため、いちじるしい衰退を示し、レンネッパではツンフトが崩壊するに至った。このようにして、これら都市からの間接税収入はもはや期待されえず、ランデスヘル^{Landesherr}の都市からの収入も、既述のように、もっぱら地租に依存し、その財政基盤はいちじるしく狭隘化されていった（Vgl. H. Aubin, Das Reich und die Territorien. S. 47~48）。では、なぜランデスヘルは、これら古い中世都市から、農村での社会的分業をふまえて、あらたに抬頭してきた前期的商人に、その財政基盤を移行させえなかつたのであろうか。その理由は、農村における徴税方法を考察するばあい明らかとなるであろう。

ユーリッヒ・ベルクにおける行政機構は第七表の通りである。しかし、一七世紀に変化が生じ、従来騎士身分（Ritter-butige）を条件に任命された管区長の地位が低下し、かわってフォークトの手に裁判、財政の両権が移行し、その任命条件が身分によってではなく、管区への租税割当額がたとえ全額徴収されえなかつたばあいにおいても、それを一時的に負担できる大きな資金と信用をもつ者へと変化した。ところで、租税割当額は、中央では土地台帳にもとずき各管区にたいする額のみを決定し、ついで各管区で各村落への割当額を、最後に各村落で各個人への額を決定するという方法で決められた。そして、租税徴収は、フォークトが各村落にあらかじめ巡回日を告知し、その日に自らが村落を訪れ、村民が個人、個人で、フォークトに支払うという形式でなされ、一七世紀末以来各村落に租税請負人において徴収されることはなかつたといふ（Vgl. H. Croon, a. a. O. S. 191~199）。

以上の徴税方法から明瞭なことは、あたらしい、前期的商人による村落支配のため、必須条件である村落共同体規制が、一八世紀においては、すでにかれらの村落支配を許さず、したがって、ランデスヘルが行政の末端機構として、かれらを利用し、えないまでに弛緩していたことである。したがって、この点から、散居制ゆえにもともと耕作強制を欠き、共同体規制が弱

かったというライン地方の特殊性にくわえて、一八世紀における農業革命の進展と農村内部での社会的分業の展開が、中世都市を衰退せしめたのみでなく、農村においてこの分業をふまえてあらたに抬頭してくる前期的商人の村落支配をも許さないほどに共同体規制を弛緩せしめ、小領邦の基盤をいぢりしく脆弱なものとしていたことが理解されるであらう。

(8) 一四〜一五世紀にケルンは『ドイツの絹都市』と呼ばれ、ニュールンベルクとともに、租税徴収額で先頭にたち、帝国議会ライヒス・タグにおける都市集団の代表（Voritz）になつてゐた（H. C. Schebler u. K. Wülfrath, a. a. O. S. 9〜10. S. 12.）。

(9) ツンフトは、なによりも競争を怖れ、親方数の制限、各親方あたりの職人、徒弟数を各二名、織機台数制限等の厳格な規制を敷き、成員間の平等を維持しようとした（J. M. Giesen und A. Mackes, Leben und Weben. Bilder aus der Vergangenheit unserer niederrheinischen Heimat. 1920. S. 31〜32.）。

(10) ケルンは六〇年代より宗教的亡命者の逃避場所の観を呈した。とくに、七〇年には一、〇〇〇人以上のニードラー・ラント人が流入し（H. C. Schebler u. K. Wülfrath, a. a. O. S. 15.）さらに、七八年から八五年にかけて多数のイタリー人が亡命してきた（Joseph Kuischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit. Bd. II. 1958. S. 250.）。

(11) 六二年に市参事会が、W・レージンガーの発明した紡車（Zwirnrad）の使用を許可したのたいし、ただちにツンフトが圧力をかけてその使用を禁止させ、また、イタリー人A・スピリタロの新技術導入の試みをも失敗させた（H. C. Schebler u. K. Wülfrath, a. a. O. S. 12.）。

(12) 一五八九年から九四年までにケルンに輸入され、そこで加工、染色された生糸は七三八号バレンであった。そのうち、八人の地元商人が八二号バレンを輸入、

第七表 ニューリッヒ・ベルクにおける行政機構

行政区劃	官 僚 機 構
(1) 管区 (Amt) ↓ 村落 (Gemeinde od Honschaften, Kirchspiele)	管区長 (Amtmann) → { 裁判官吏 (Vogt od. Schultheiß, Richter, Dinger) 財政官吏 (Kellner od. Rentmeister, Schuler) } 管理人 (Vorsteher) → 裁判官吏 (Schäffen) → 執行吏 (Fron-od. Amtsboten)
(2) 都市 (Stadt)	市長 (Bürgermeister) } → { 市書記 (Stadtschreiber) 参事会 (Rat) } → 収税吏 (Stadtrentmeister)

加工したのたいたいし、二八人の亡命者商人は六五六バレンを輸入し、加工した。したがって、前者と後者の一人当り平均輸入加工量の比は一〇対二三とあつた (Ibid. S. 13)。

(13) Ibid. S. 16~17.

(14) Ibid. S. 18~19.

(15) Ibid. S. 20

(16) Ibid. S. 17~18. S. 25

(17) A. Wirminghaus, a. a. O. S. 310. S. 466.

(18) J. Kulischer, a. a. O. Bd. II. S. 251. なお、ケルンは、一九世紀に入り、信仰と営業の自由のもとにニーダー・ラインのプロテスタントが多数流入し、金融業を中心に繁栄をとりもどした。ケルン運送業者として巨大な富を蓄積し、のちに金融業に転じたA・シヤフハウゼン (Abraham Schaaffhausen) が、産業革命の進展による工業信用拡大の要求にもとずき、『三月革命』のさなかに、固定資本のための信用を媒介するあの特殊ドイツ的銀行型の端緒となっている (大野英二『ドイツ金融資本成立史論』頁八以下参照)。

(19) フーケンは、全ドイツにたゞする羊毛の互市場 (Stapelplatz) であり、スペイン産の羊毛を用いて生産された上質毛織物は、ヨーロッパ各地に輸出され、一三八七年にはウエニスとアントウェルペンに、それぞれ『ドイツの家』 ("Teutschenhaus")、『フーケンの家』 ("Haus von Aachen") と呼ばれ、フーケン商人の滞在地をもかねた立派な倉庫が建てられた (A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 11. A. Wirminghaus, a. a. O. S. 307. Josef Dahmen, Das Aachener Tuchgewerbe bis zum Ende des 19. Jahrhunderts. Ein Beitrag zur Wirtschaftsgeschichte der Stadt Aachen. 1930. S. 50~51.)。

(20) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 12~13. J. Dahmen a. a. O. S. 60. S. 64. S. 68~69. Clemens Brückner, Die Wirtschaft des Aachener Raumes unter besonderer Berücksichtigung der Tuchindustrie. 1954. S. 26.

(21) A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 8. S. 10. J. Dahmen, a. a. O. S. 45~46.

(22) 官吏は租税徴収のさう詐欺を働き、徴収した間接税を淨貸し、俸給で満足せず、副収入で富んだといわれる (A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 13)。

(23) その最大のもは一四二八年の暴動である。この暴動は、あらたに直接税を徴収しようとしたことに端を発した。織布工

は支払いを拒否し、あたらしい市参事会を設置して財政監査を要求し、従来の市参事会により任命された手工業親方と官吏を罷免し、都市貴族の所有地を償却可能と宣言して、多くの場合没収した。これは都市における土地所有を主要収入源としていた都市貴族の経済基盤を震撼させたので、かれらは周辺諸侯の力をかりて、流血のもとに鎮圧した。しかし、その後も暴動はたえず、一五世紀後半から一六世紀初頭にかけて、徐々に制度が変化し、シンフトは市参事会に代表を送るようになった(A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 14~15, J. Dahmen, a. a. O. S. 71~80, C. Bruckner, a. a. O. S. 29~30)。

② A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 15, S. 18, J. Dahmen, a. a. O. S. 80~83.

③ フルトシャイトにおける、教皇庁枢機官の着る赤い毛織物(das rote Kardinalstuch)の卓越した染色で知られたメンナー派のレーヴェニツヒ家。製氈、染色、剪毛の仕上げ工程を統一していたルッター派のバストール家。ファールスにおける、広大な製造設備をもち、その財産が五〇万ライヒスタラーにのぼったといわれるルッター派のクレールモント家。モンシヤウにおける、のちに考察するシャイプラー家等がされびる(J. Bachem, a. a. O. S. 170, C. Bruckner, a. a. O. S. 31~34, M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 151~152, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 188~189)。

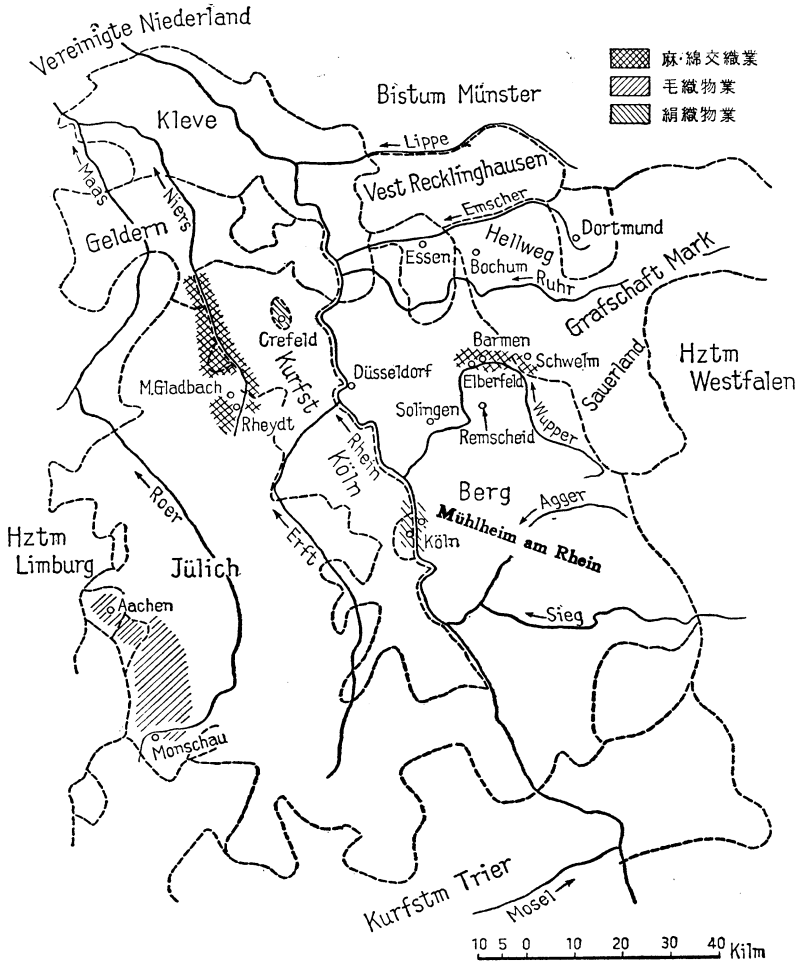
④ A. Thun, a. a. O. Theil I. S. 16~18, A. Wirminghaus, a. a. O. S. 466, J. Dahmen, a. a. O. S. 83~85, S. 91~93, C. Bruckner, a. a. O. S. 45, M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 149~150, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 187~188. なお、ブーゲンが一七九八年三月二六日にフランス領となつて以後、ナポレオンによる一連のブルジョアの改革により、シンフトは完全に廃止され、くわえて内国関税撤廃によりフランス市場への販売が自由となり、毛織物業はふたたび高度の繁栄にむかった。一八〇二年における二六、〇〇〇人の人口は、一八〇四年には二七、〇〇〇人に達し、毛織物製品の輸出額も、一七八四年の五五〇万フランから一八一六年には九〇〇万フランに上昇している(J. Dahmen, a. a. O. S. 91~109)。

⑤ Ibid. S. 86.

⑥ M. Barkhausen, Der Aufstieg usw. S. 142, ders., Staatliche Wirtschaftslenkung usw. S. 185.

一八世紀におけるライン織維工業の展開と『営業の自由』の前提条件(一)(川本)

一五一 (七八九)



〔附图〕一七八九年のライン諸領邦(略図)と織維工業の分布。